

# 役員・評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人オレンジ会の役員・評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会及び評議員が評議員会に出席したとき、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、役員が評議員を兼任し、評議員会と理事会が同日に行われる場合は理事会出席報酬及び実費弁償費を支払うこととする。

理事会出席報酬3000円、実費弁償費1000円

評議員会出席報酬3000円、実費弁償費1000円

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事・評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

報酬5000円、実費弁償費1000円

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

報酬5000円、実費弁償1000円

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

報酬3000円、実費弁償1000円

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

報酬5000円、実費弁償費1000円

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、日当及び旅費等を支給することができる。

日当3000円、宿泊料(県内10000円、県外15000円)

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終

了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員・評議員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より適用する

この規程は、平成26年6月27日より適用する